

蒲郡市地域猫等不妊去勢手術費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の増加を抑制し、市民の快適な生活環境の保持を図るため、地域猫活動を行う団体等に対し、市の予算の範囲内で交付する蒲郡市地域猫等不妊去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、市内の地域に住みついている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 愛知県が策定した「所有者のいない猫の適正管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に基づき、飼い主のいない猫を当該地域住民等の理解と協力の下、地域に認められた餌やり方法等のルールに基づいて適切に管理する活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体 飼い主のいない猫が住みついている地域の住民1人以上を含む4人以上で構成され、地域猫活動を行う団体（同一世帯の者のみで構成される団体を除く。）をいう。
- (4) TNR活動 飼い主のいない猫の繁殖を防ぐため、市内に生息する飼い主のいない猫を捕獲器等で捕獲し、不妊去勢手術を受けさせ、元の場所へ戻す活動をいう。
- (5) 不妊去勢手術 獣医師が行う不妊手術（不妊手術を行う際に行う堕胎手術を含む。）又は去勢手術をいう。
- (6) 動物診療所 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に定める診療施設で、動物の診療業務を行う施設をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、地域猫活動団体のうち、次条第2項の規定により登録の承認を受けた団体又は市内に住所を有するTNR活動を行う個人（以下「TNR活動を行う個人」という。）とする。ただし、市長が特別な事情に

より必要と認めたものについては、この限りではない。

（登録申請等）

第4条 補助対象者としての登録の承認を受けようとする地域猫活動団体は、次に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動団体登録申請書（第1号様式）
- (2) 誓約書（第2号様式）
- (3) 団体構成員名簿
- (4) 活動承諾書（第3号様式）
- (5) 活動の場所の地図（えさ場、トイレの位置等を図示すること。）

2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、その適否について地域猫活動団体登録承認・不承認通知書（第4号様式）により当該申請をした地域猫活動団体に通知するものとする。

3 前項の規定により登録の承認を受けた地域猫活動団体（以下「登録団体」という。）は、団体を解散したとき、又は次に掲げる事項に変更があったときは、地域猫活動団体解散・登録事項変更届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 団体名
- (2) 団体の代表者に関する事項
- (3) 構成員
- (4) 活動場所

（登録団体の取消し）

第5条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消し、地域猫活動団体登録取消通知書（第6号様式）により、当該登録団体にその旨を通知するものとする。

- (1) 登録団体の活動が地域猫活動に該当しないと認めるとき。
- (2) 登録団体の登録事項の内容が実態と著しく異なっているとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（補助対象事業）

第6条 補助金の交付の対象となる事業は、登録団体又はTNR活動を行う個人が、飼い主のいない猫に動物診療所において不妊去勢手術を行い、当該猫に手術済みであることを識別することができる措置（以下「耳先カット」という。）を行う事

業とする。

(補助金の額及び限度額)

第7条 補助金の額及び限度額は、別表のとおりとする。

(交付申請等)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（地域猫活動団体にあつては、その団体の代表者）は、蒲郡市地域猫等不妊去勢手術補助金交付申請書（第7号様式）に不妊去勢手術に要した費用の領収書の写しを添えて、不妊去勢手術の完了した日の属する年度の3月31日までに、市長に提出しなければならない。

2 TNR活動を行う個人にあつては、前項に定める書類の提出に併せて、誓約書（TNR活動用）（第8号様式）及び耳先カットの実施が確認できる写真を提出しなければならない。

3 規則第13条に規定する実績報告は、前2項の規定による申請をもってこれに代えるものとする。

(交付決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、蒲郡市地域猫等不妊去勢手術費補助金交付（不交付）決定通知書（第9号様式）により、申請をした者に通知するものとする。

2 規則第14条に規定する補助金の額の確定については、前項の規定による通知をもってこれに代えるものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定団体等」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、蒲郡市地域猫等不妊去勢手術費補助金請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求に基づき補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、交付決定団体等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたことが明らかになったとき。

(2) その他補助金の交付が著しく不適當であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したとき、又は補助金の返還を求めるときは、蒲郡市地域猫等不妊去勢手術費補助金交付決定取消通知書（第11号様式）又は蒲郡市地域猫等不妊去勢手術費補助金返還通知書（第12号様式）により交付決定団体に通知するものとする。

（補助金の経理）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る経理についてその収支事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保存しなければならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

補助対象者	手術の区分	補助金の額	限度額
地域猫活動 団体	不妊手術	補助対象事業に要した経費に相当する額	1匹につき 15,000円
	去勢手術	補助対象事業に要した経費に相当する額	1匹につき 8,000円
TNR活動 を行う個人	不妊手術	補助対象事業に要した経費の3分の2に相当する額（100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額）	1匹につき 10,000円
	去勢手術	補助対象事業に要した経費の3分の2に相当する額（100円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額）	1匹につき 6,000円